

# 国語科学習指導案

期 日 平成26年6月5日(木) 公開授業Ⅱ

学 級 岩手大学教育学部附属中学校

3年A組 38名

会 場 1C2A 教室

授業者 西澤孝司

## 1 単元名・学習教材 私の読書論～私の読書生活から～

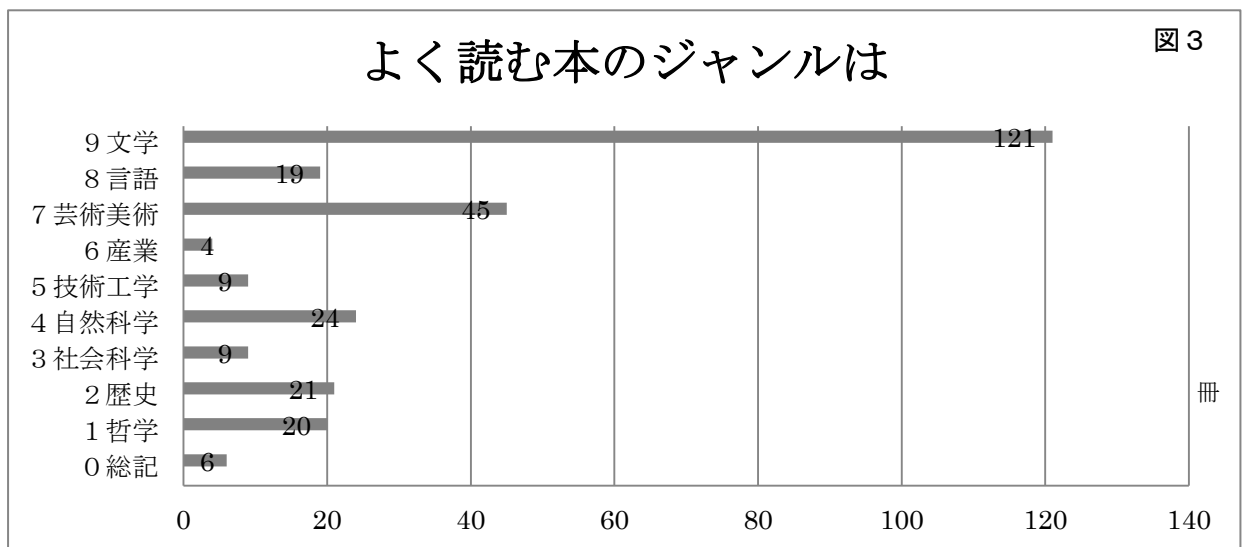
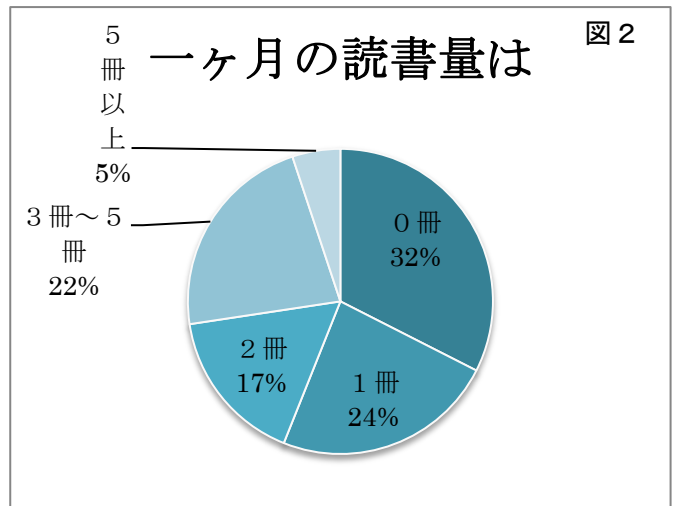
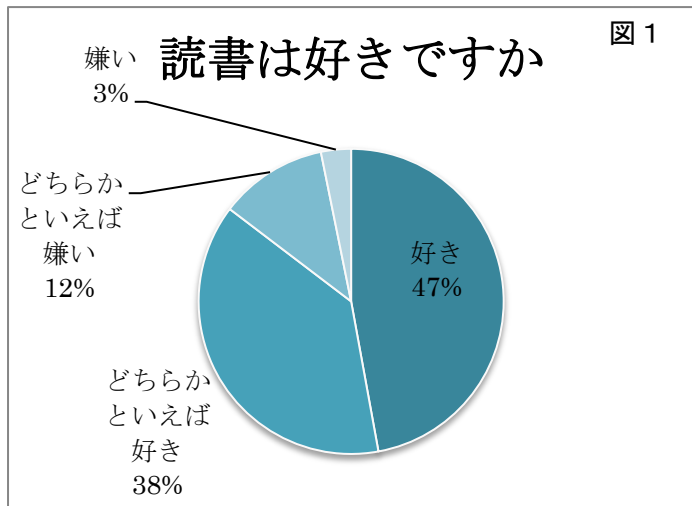
中心学習材 奔放な読書 本嫌いのための新読書術 (ダニエル・ペナック)

## 2 単元について

### (1) 学習者観

生徒たちはこれまでの学習において「多読」「重ね読み」を繰り返し、学習に臨んできている。1学年では重松清の「タオル」を中心学習材とし、同作者の6作品を重ね読み、読書会を行い互いの読みを交流した。また、芥川龍之介の「トロッコ」を中心学習材とした単元では、同作者の作品を5作品読み、物語の構造を互いに分析して交流した。2学年では内海隆一郎の「小さな手袋」を中心学習材とし、人称視点についての学習を通して様々な視点で書かれた作品を読み味わい、人称視点の効果について交流を行った。文学的文章に関わらず、古典作品、詩歌、説明的文章の学習でも、同様に多読、重ね読みの場面を用いて学習を進めてきた。そのこともあり、生徒たちは文章を読むという行為や、読んだことに対して自分の考えをもち、交流したりすることは抵抗なく取り組んでいる。授業の中では自分の読みや級友の読みについて交流したりふり返ったりする場面はあったが、自分自身の読書生活についてふり返る場面はほとんどなかった。

本単元の構想にあたり、学習者である3学年157名を対象とした「読書についての調査」を行った。(図1)「読書が好きですか」という問いに対して85%の生徒が「好き」「どちらかといえば好き」と回答している。その理由としては、「他の人の考えを知ることができる。」「心を癒してくれる。」「時間を忘れ没頭することができる。」といった理由が多くあげられた。逆に、「嫌い」と回答した理由としては「長文を読むと疲れる、飽きる。」「時間に余裕がない。」といった理由が見られた。このように読書行為自体には好感触を得ている生徒が多いが、その実際は(図2)のグラフにある通り、読書量的には多いとは言えないことわかる。その理由として多くあげられたのは時間的な問題である。部活動や学習塾、習い事に時間が割かれることが多く、落ち着いて読書をする時間は少ないようである。また、生徒が読書する本のジャンルを調査していくと(図3)NDC900番台がほとんどである。そして、調査の最後に、(表1)「本の読み方や読書についての考え」を自由記述させたところ、読書の効果や意義については自分の考えをもっている生徒は多くみられたが、自分の読み方について考えをもっている生徒はほとんどいなかった。この調査により、読書の意義や目的を理解しながら行っている生徒は多い反面、読書の方法的なことを自覚しながら読書をしている生徒は少ないということが言える。実際、我々大人であっても、自分自身がどのような読み方をしているかということに関してはほとんど無自覚であろう。読書の仕方について無知、もしくは無自覚のまま行っていることがほとんどであるが、目的に応じて読み方を変える力といった多様な読書行為は、これからの読書生活を広げていく中では重要なことであると言えるだろう。また、読書嫌いの生徒が、今後読書行為に前向きに向かうことができるようになるためにも、様々な読書の仕方があることを学ぶことは有用感を得られるものになることであろう。



### 表1 本の読み方や読書についての考え

(効果・目的に関するもの)

- ・心を癒してくれる存在。 ・創造力が豊かになるもの。 ・自分の知識や考えが広げられる。
- ・感性が磨かれる。 ・語彙力が上がる。 ・生き方を学べる。 ・無駄な時間がない。

(読み方に関するもの)

- ・何回も読める。 ・一行ずつしっかり読む。 ・速読を身につけたい。
- ・一気に読む。 ・心理描写がない部分を想像しながら読む。 ・一日十分ぐらい読む。
- ・違う視点で読み返す。 ・伏線に注意しながら読む

#### (2) 学習材観

本単元では、学習指導要領国語科第3学年の目標(3)「目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。」のために「読むこと」の指導内容「(オ) 目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深

めたりすること。」に力を入れ指導しようとするものである。

学校教育法第21条には教育の目的を実現するための義務教育の目標が示されている。その5には「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」とある。つまり、「国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養う」ための手段が「読書に親しませ」ることである。また、『中学校学習指導要領解説国語編』には「今回の改訂では、読書に関連する指導事項と言語活動例を「C読むこと」の内容に位置付けた。これは国語科における読むことの学習指導の成果が、生徒の学習意欲を高め、読書力を養い、日常の読書活動に役立つものになることを一層重視したからである。」と示されている。これらのことから生徒自身が自分の読書生活をふり返ったり、今後の読書活動を考えていくことは重要であると考える。

本単元「私の読書論」ではこれまでの読書生活をふり返るとともに、中心学習材であるダニエル・ペナック著の『奔放な読書 本嫌いのための新読書術』に掲載されている「読者の権利十カ条」を読み解き、自分の読書論を形成し、今後の読書生活に活かしていくことを目指している。著者であるダニエル・ペナックはバリの後期中等教育機関でフランス語の教師を務め、その後作家活動を行っている。本書は「読者はどのように本を読むことができるのか」という観点から読書という行為について物語風にかかれたエッセイである。

ダニエル・ペナックは、子どもが本嫌いになる理由として、「大人が本を押し付ける」からと考え、生徒に本を押し付けるのをやめた。読書が嫌いな生徒は読書を楽しいとは思わない。楽しいと思わないから読書をしたくないという悪循環を脱却するために、ダニエル・ペナックは無理やり読ませ、感想を書かせ、討論させることをやめた。そして、彼はひたすら朗読をした。段落に分けたり、教師が解説したりするのではなく、名文の朗読を続けた。このことで、子どもたちは朗読を聴くというかたちで読書をし、読書をしている中で本が面白いと気付く子どもが増えたという。

ダニエル・ペナックは、私たち読者は読書に関するあらゆる権利をもっていると、「読者の権利十カ条」を記している。「読者の権利十カ条」とは次の通りである。

1. 読まない権利
2. 飛ばし読みする権利
3. 最後まで読まない権利
4. 読み返す権利
5. 手当たり次第に何でも読む権利
6. ボヴァリスムの権利（登場人物になりきって読む）
7. どこで読んでもいい権利
8. あちこち拾い読みする権利
9. 声を出して読む権利
10. 黙っている権利

これらの権利は誰もがもち、誰もが行使できる権利である。しかしながら、ほとんどの人がこれらの権利を無自覚に行使したり、誤解したりしている。そこで、これから自分の読書生活を豊かに広げていく立場にある中学生にとって、これらの権利が存在し、意図的に権利を行使できるということを自覚することは有意義なことであると考えられる。また、この権利をベースとし、自分なりの読者の権利を構築していくことは、一人の読者として読書という行為に向きあい、読書が続けられる大人になることが期待される。

本単元では補助学習材として、齋藤孝著の『読書力』『読書のチカラ』、M.J.アドラー／C.V.ドーレン著の

『本を読む本』、平野啓一郎著の『本の読み方』、加藤周一著の『読書術』といった読書論に関する著書を重ね読むこととする。これらの著書と、「読者の権利十カ条」とを比較させたり、自分自身の読書経験と照らし合わせたりしながら、自分自身の「読者の権利」を導き出させたいと考える。また、権利とは別に「これからの読書」というテーマで、本単元での学習を経て、これから読書を生活の中にどう位置づけ、どう読書に向き合っていく考えをまとめさせ、本単元の学習を閉じることとする。

なお、本単元では「読書論」の中の一つとして「読書術」を位置づけ、「自分自身の読者の権利」を「読書術」として扱うこととする。

### (3) 「学びの自覚化」とのかかわり

国語科では研究主題を「学びを自覚しながら『自立した読者』として学び合う生徒の育成」としている。そこで、本単元では、これまでの学習や読書経験をふり返ったり、学習材を通しての学びや、他者との交流を通して国語科学習で培ってきた力を今後の読書生活に自覚的に活用できる生徒の育成を目指すこととする。

中心学習材である「読者の権利十カ条」は「本嫌いのための新読書術」と題打ってある通り、決して高度な読書術ではない。しかしながら、我々大人も含めて自分の読書術を自覚しながら読書行為をしていない。つまり、これまでの読書経験や国語の授業で身につけてきた読書術を無自覚に使用し、読書行為をしていることが多いということである。だからこそ、本単元で自分自身の読書生活をふり返り、今後の読書生活について考えていくことは、必要不可欠なことであると考え。また、本単元では言語活動として読書論を書くことを位置づけている。この読書論は単元学習シート (One Page Portfolio) に学びの履歴と共にまとめていくこととする。このようにすることで、自分自身の単元内での学びを自覚したり、広がりやメタ認知したりしながら学習を進めることができると考える。

また、本単元では自分自身の考えが主観的にならないようにするためにも、「読者の権利十カ条」に重ね合わせて他者の読書論を読んだり、自分の考えと比較したり、級友との交流をしたりしながら客観的に自分自身の考えを見つめ、そして自覚し、自分の読者の権利を完成させたいと考える。特に交流の場面では、自分の考えを主張したり、級友から意見をもらったりしながら自分の考えに対する理解を深めさせたいと考える。ただ単に自分の考えを述べて終わる交流ではなく、質問したり、自分の考えと比較したりしながら自分自身の理解を深め、考えを醸成させたいと考える。

## 3 単元の指導目標及び評価規準

### (1) 指導目標

①自分の読書生活をふり返らせ、今後の読書生活について考えを広げさせる。

【国語への関心・意欲・態度】

②目的に応じて本や文章などを読み、読書について自分の考えを深めさせる。

【読むこと オ】

③抽象的概念の言葉を理解して語感を磨かせ、自分の表現に活用させる。

【言語に関する知識・理解・技能】

### (2) 評価規準

ア 国語への関心・意欲・態度	イ 読む能力	ウ 言語に関する知識・理解・技能
自分の読書生活をふり返り、今後の読書の方向性について考えを広げようとしている。	目的に応じて本や文章などを読み、読書について自分の考えを深めることができる。	抽象的概念の言葉を理解して語感を磨き、自分の表現に活用することができる。

#### 4 単元の指導計画及び評価規準

次	時	学習目標	評価規準	評価方法
一	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本単元の活動に対して見通しをもつことができる。</li> <li>・これまでの読書生活をふり返り、読書についての自分の考えをまとめることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の見通しをとらえ、積極的に学習に取り組もうとしている。【ア－①】</li> <li>・これまでの自分自身の読書生活をふり返り、自分の考えをまとめている。【イ－①】</li> </ul>	観察 発言の内容 記述の分析
二	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「読者の権利十カ条」を読み、筆者の考えをとらえ、自分にとって大事な順に並べ替えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習材を読み、自分の考えをまとめようとしている。【ア－②】</li> <li>・文章を読み、読書について考えを広げている。【イ－②】</li> <li>・抽象的な概念を表す言葉を理解し、自分の表現に活用している。【ウ－①】</li> </ul>	観察 記述の分析
	3 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読者の権利十カ条と他の読書論を比較して、共通点や相違点を考えることができる。</li> <li>・自分にとって一番大事な「読者の権利」を根拠をもって考えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・読書論を読み、読書について考えを深めようとしている。【ア－③】</li> <li>・文章を重ね読んだり、比較して読んだりしながら読書について考えを深めている。【イ－③】</li> <li>・抽象的な概念を表す言葉を理解し、自分の表現に活用している。【ウ－②】</li> </ul>	観察 記述の分析
	5 (本時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「読者の権利十カ条」について交流し、読書について考えを深めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者との交流を通し、読書に対する考えを深めようとしている。【ア－④】</li> <li>・他者との交流を通し、読書について考えを深め、今後の読書について考えている。【イ－④】</li> </ul>	観察 記述の分析
三	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「読者の権利十カ条」を参考に、自分なりの「読者の権利」を作成することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本単元の学習を生かし、今後の読書について考えをまとめようとしている。【ア－⑤】</li> <li>・本単元の学習を活かし、読書についての自分の考えを深め、今後の読書についてまとめている。【イ－⑤】</li> <li>・抽象的な概念を表す言葉を理解し、自分の表現に活用している。【ウ－③】</li> </ul>	観察 記述の分析
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元の学習をふり返り、今後の読書生活について自分の考えをまとめることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本単元の学習をふり返り、「私の読書論」をまとめようとしている。【ア－⑥】</li> <li>・本単元の学習をふり返り、今後の読書についてまとめている。【イ－⑥】</li> <li>・抽象的な概念を表す言葉を理解し、自分の表現に活用している。【ウ－④】</li> </ul>	観察 記述の分析

## 5 本時について

### (1) 主題

自分が読書にどう向かうべきかについて自覚すること。

### (2) 指導目標

自分にとって一番大事な「読者の権利十カ条」について交流を行い、今後どのように読書に向かうべきか考えを深めさせる。

### (3) 評価規準

①他者との交流を通し、読書に対する自分の考えを深めようとしている。

【国語への関心・意欲・態度】

②他者との交流を通し、読書についての自分の考えを深め、今後の読書について考えることができる。

【読むこと オ】

### (4) 指導の構想

本単元の第2時で「読者の権利十カ条」を初読し、十カ条を自分にとって大事な順に並べ替え、第3時、第4時で他者の読書論を重ね読み、自分自身の考えや、中心学習材と比較したりしながら、自分自身の経験や他者の読書論を根拠とし、自分にとって一番大事な「読者の権利」を考えてから本時の授業に臨むこととする。

本時ではグループでの交流をメンバーを替えて2回行い、「読者の権利十カ条」についての自分の考えを深めさせることをねらいとしている。読書という行為は極めて個人的なものである。したがって、十カ条に関しても個人の考えや価値観が優先される。しかし、同世代である級友と交流することで、理解を深めたり、客観的に自分自身の読書について考えることができるであろう。また、グループで交流する場を2回設けることで、生徒一人ひとりが主体的に学習に参加し、より多くの考えを聴き、交流を進めることができると考えられる。生徒は以前に松尾芭蕉の「おくのほそ道」を主教材とした学習において、芭蕉の旅に対する目的や考えについて九つの章段を読み、根拠を持って交流や検討をし合い、考えを深める経験を行っている。そのため、この学習形態に関してはスムーズに進めることができると考えられる。

本時のグループ交流では、互いに一番大事な権利について交流したり、相手の考えを聞きだしたり、他者の考えに対して自分の意見を述べたり、質問したりしながら考えが醸成するような交流を進められるように、本時の導入の段階で、学習の進め方の確認を行う。他者の権利に対する考えを聞いて、自分の根拠と照らし合わせたり、同じ権利でも根拠の違いから理解を深めたりしながら、他者の発言によって変容や深まりが得られる交流をさせたいと考える。また、交流間では話し合いの様子や内容を全体で確認する場を設け、2回目の交流が、より学びの多いものになるようにしたいと考える。交流を終えた後は再度自分にとって一番大事な「読者の権利」を検討し直し、本時の学びでの変容や深まりを自覚させることとする。さらに、本単元で扱った「読者の権利」は読書の目的や書籍のジャンルによっても異なることを全体で確認し、多様な読み方があることを再度確認したい。

(5) 本時の展開

段階	学習活動	学習内容	時	学びの自覚化とのかかわり
導入	1. 本時の学習課題を確認し学習の見通しをもつ。	○学習の進め方 ・交流の進め方の確認	5	■本時の見通しをもち課題を自覚する。
展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【学習課題】</b> 自分にとって一番大事な読者の権利を、交流を通して考えよう。</p> </div>			
	<p>2. 一番大事な「読者の権利十カ条」について理解を深める。</p> <p>(1) グループで交流し合い、自分にとって一番大事な「読者の権利」について検討する。</p> <p>※一回目終了後、交流の話題や質問がないか確認をし移動する。</p> <p>(2) メンバーを変え、自分にとって一番大事な「読者の権利」について一回目の交流を踏まえて、検討する。</p>	<p>○他者との交流を通し、読書に対する自分の考え深めること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「読者の権利十カ条」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 読まない権利</li> <li>2. 飛ばし読みする権利</li> <li>3. 最後まで読まない権利</li> <li>4. 読み返す権利</li> <li>5. 手当たり次第に何でも読む権利</li> <li>6. ボヴァリスムの権利 (登場人物になりきって読む)</li> <li>7. どこで読んでもいい権利</li> <li>8. あちこち拾い読みする権利</li> <li>9. 声を出して読む権利</li> <li>10. 黙っている権利</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ダニエル・ペナックの考え</li> <li>※他の読書論</li> <li>※自分の経験</li> <li>※2回目は1回目のグループ交流での話題</li> </ul> </div>	15  5  10	■自分の考えと他者の考えを比較したりしながら「読者の権利」について交流をする。
終結	<p>3. 本時の学習をふり返り、自分にとって一番大事な「読者の権利」についてまとめる。</p> <p>4. 次時の学習を確認する。</p>	<p>○本時の交流を踏まえて自分の一番大事な「読者の権利」をまとめる。</p> <p>○本時の学習をふり返る評価</p>	15	■交流前の考えと比較し、変容や深まりを自覚する。

## 6 参考文献

- ・『中学校学習指導要領解説国語編』（平成20年9月） 文部科学省
- ・全国大学国語教育学会編（2013年3月31日）『国語科教育学研究の成果と展望Ⅱ』学芸図書株式会社
- ・大村はま『大村はま国語教室』第八巻（1984年9月）筑摩書房
- ・田近洵一／井上尚美（2013年9月4日）『国語教育指導用語辞典』第四版 教育出版
- ・『教育科学 国語教育』No.762 2013年7月号 明治図書